

ひとにやさしいまちづくりに向けた施策区分

【目的】 高齢者、障害者等を含むすべての県民が、安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるような生活環境の整備を目指す（H11.10 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例制定）

ひとにやさしいまちづくりに関する施策を6つの柱で分類

※以下、「障害者等」とは、「障害者、高齢者、妊産婦、病弱者、外国人等の日常生活又は社会生活における行動に制限を受ける者」を指します。

(1) 県民意識の高揚

- ・生活に行動制限を受ける人への理解
- ・障害を理由とする差別の解消推進
- ・ボランティア意識の向上

(2) 情報保障

- ・障害者等が円滑に情報収集できる環境の整備
- ・障害者等が円滑に意思疎通を図れるための対策
- ・災害等の緊急時に情報を的確に伝えるための取組

(3) 教育 生きがいつくり

- ・障害があっても平等に教育を受けられる場の提供
- ・生涯学習機会の確保

(4) 社会参加 雇用

- ・障害者等の社会参加の機会の提供
- ・適性に応じた就労のための訓練の場の提供
- ・障害者等の就労機会の確保

(5) 健康づくり 運動

- ・誰でも参加できる健康づくりのための機会の確保
- ・障害者等のスポーツ参加に係る支援

(6) 安心・安全な 生活環境

- ・障害者等の様々な相談に対応する窓口の設置
- ・障害者等が安心して生活できる環境の整備
- ・避難行動要支援者に対する支援体制の整備